

平成25年度 絶滅危惧種保護活動事業 募集要項

1 趣旨

生物多様性の多くの恵みによって、生物の生命と私たちの生活が支えられています。

しかしながら、開発等人間活動による危機、里地里山の喪失など人間活動の縮小による危機、外来種の持ち込みなど人間によって持ち込まれたものによる危機、さらには地球温暖化による危機など様々な要因により、現在、多くの生物が絶滅の危機に瀕しています。

県では、これらの危機に対して、絶滅のおそれのある野生動植物の保護活動を実施するボランティア団体、NPO等の活動を支援し、地域固有の生態系の維持を図り、大分県における生物多様性の保全活動を推進するため本事業を実施します。

2 発注方法

本事業は、企画提案書をNPO等から公募する提案競技方式により、事業実施主体を選定します。

3 委託事業の内容

企画提案を公募する事業の内容は、原則として「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく**指定希少野生動植物**の保護・保全活動を行うものとします。

但し、指定希少野生動植物以外の野生動植物で、絶滅のおそれが極めて高く、喫緊の保護が必要であると特に認められる場合は本事業の対象とします。

【事業内容】

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の生育環境を保全する事業
(清掃活動、支障植物等の除去、防護ネット・啓発看板の設置、盗採防止パトロール等)
- ・絶滅のおそれのある野生動植物を増殖する事業
(生育環境の調査・研究、増殖実験、啓発研修会 等)

※但し、調査・研究や実験だけの事業は対象としません。

4 応募資格

原則として、次の基準を満たす団体とします。

- (1) 特定非営利活動法人、公益社団法人若しくは公益財團法人等の非営利活動法人、又はボランティア活動など社会貢献活動を行う法人格を持たない非営利団体であること。
- (2) 公益の増進に寄与する活動を行っていること。
- (3) 県内に主たる事務所があり、原則として1年以上の活動実績（応募しようとする事業と関連する活動）があること。ただし、新規結成団体の場合は、1年以上の活動実績を有する者が複数在籍すること。
- (4) 10人以上の構成員があること。
- (5) 専従職員（有給又は無給の別は問わない。）がいること。又は、常時連絡が取れるなど、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。
- (6) 本年度及び前年度において、県から、今回応募する事業と類似の事業に対する助成（委託・補助金）を受けていないこと。（県の推薦により、他の団体から助

成等を受けた場合を含む。)

- (7) 本事業終了後も、今回応募する事業の目的遂行のために、継続して活動を続ける見込みがあること。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (9) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (10) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 委託予定団体数及び委託金額

委託予定団体数 5団体

※但し、うち2団体は森林環境の保全につながる事業を優先的に採択します。

委託金額 1団体あたり50万円以内（税込）

※本事業は平成25年度の予算により実施するため、予算成立が事業実施の条件となりますので予めご了承ください。

6 事業実施期間

契約の日から平成26年2月末まで

7 応募期限及び方法

(1) 応募期間

平成25年4月22日（月）まで（必着）

(2) 提出書類

- ア 企画提案競技参加申込書（様式1）
- イ 企画提案書（様式2）
- ウ 団体調書（様式3）
- エ 定款又はこれに代わるものとの写し
- オ 事業報告書及び収支計算書（直近1ヶ年分）（様式任意）
- カ 役職員名簿（様式4）
- キ 事業費積算書（様式5）
- ク 団体目的等についての確認書（様式6）※任意団体のみ提出
- ケ 誓約書（様式7）

(3) 応募方法

下記応募先に1部郵送又は持参してください。

応募に必要な書類の作成に要した経費や郵送料等、応募に係る経費は全て応募者の負担となります。

なお、提出された書類は返還しません。

(4) その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式8)を提出してください。

(5) 問い合わせ及び応募先

大分県 生活環境部 生活環境企画課 自然保護・温泉班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-3021

FAX 097-506-1741

e-mail a13000@pref.oita.lg.jp

8 委託先の決定

(1) 選考方法

委託先は、第1次審査（書類審査）、第2次審査（プレゼンテーション）を経て決定します。なお、第2次審査は外部の委員を含む選考委員会を設置して行います。

また、第2次審査の実施方法等については、第1次審査を通過した団体に説明します。

(2) 審査基準

ア 第1次審査

審査項目	審査基準（着眼点）
応募資格	・応募資格を満たしているか。
企画趣旨	・公募の趣旨に合致した提案か。
事業効果	・事業実施による効果が期待できるか。
実現可能性	・提案は実現可能か。（方法、期間、人的体制、活動実績等）
予算	・予算は概ね妥当か。上限を下回っているか。

イ 第2次審査

審査項目	審査基準（着眼点）
業務遂行体制	・業務の遂行に必要な組織、人員を有しているか。 ・過去に類似の事業を実施したことがあるか。
提案内容	・具体性があり、実現可能な計画になっているか。 ・法令に基づく許認可等が必要な場合、許認可等が見込める内容となっているか。 ・経費の積算は妥当か。 ・絶滅危惧種の保護に寄与するものであるか。 ・委託事業終了後も、活動が継続する見込みがあるか。 ・事業実施に熱意があるか。

(3) 選考結果

選考結果は、提案のあった全ての団体に文書でお知らせします。

(4) 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがあります。

- ア 実施計画書等に虚偽の記載がある場合
- イ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ウ その他、募集要項に違反した場合

9 委託契約締結にあたっての留意事項

委託先に決定した団体と県との間で委託契約を締結します。

(1) 契約締結の前に、受託団体の提案をもとに、生活環境企画課と打ち合わせを行います。その際、協議の上で事業内容を一部変更する場合もあります。

なお、事業の実施にあたり、法令の許認可手続きが必要なものは、受託団体において、確実に手続きを行い、許可書等の写しを県に提出してください。

(2) 委託契約の対象となる経費は、事業の実施に必要な経費（旅費交通費、通信運搬費、印刷消耗品費、賃借料、謝金、保険料、人件費（本事業に係るものに限り、事業費総額の2分の1を限度とする。）、委託費（本事業の一部を委託するものに限る。）、その他雑費等）で、領収書等で確認できるものが対象となります。

なお、本事業と直接関係のない通常の運営費（受託団体のメンバーによる会合等の飲食費、定期会報の発行、人件費等）及び受託団体の財産取得となる備品購入は原則として認めません。

(3) 契約の手続きは、大分県契約事務規則の規定に基づいて行います。

(4) 委託料の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとしますが、受託団体の状況によって事前に概算払いがあります。

(5) 受託団体は、県の承認を得ずにその業務を一括して他者に再委託することはできません。

10 事業報告

受託団体には、実績報告を契約期間満了後20日以内に提出していただく予定です。

また、実績報告書提出時に、経費証拠書類の写しを添付していただきます。

なお、事業実施経費について、収入及び支出を記載した帳簿を備えて経理状況を明確にし、関係書類を5年間保存する必要があります。

11 事業実施状況の公表

本事業の実施状況や成果を県のホームページ等で公開します。